

令和元年度 県新人大会警報発令時の対応について

- ① 午前6時の時点ですべての警報について、姫路市・たつの市・相生市・赤穂市・上郡町に発令されている場合は、競技を中止とし、翌日以降に順延する。
- ② 神戸淡路鳴門自動車道（明石海峡大橋の関係）の状況によっては別途協議。
- ③ 大会期間中、2日間気象警報が発令された場合は、実施可能な試合のみを行い、最終日は行わないものとする。（大会4日目以上の順延は不可のため）

気象警報発令時	大会実施日程
21日×	22日→26日→27日
22日×	21日→26日→27日
26日×	21日→22日→27日
21日× 22日×	中 止
21日× 26日×	22日→27日 最終日なし

※大会開催中の競技場への電話については、緊急の場合のみ使用できるととし、個人的な問い合わせや呼び出し等には一切対応できないものとする。